



令和元年台風第15号 特別支援融資

令和元年台風第15号により影響を受けた
中小企業の皆さまを支援します！

01

設備資金の融資期間最長15年

運転資金も利用できます

02

セーフティネット保証4号の 別枠融資にも対応

融資限度額は、最大5億6,000万円

03

低利・固定金利

年1.6%以内

04

保証料負担を軽減

県による保証料補助 + 神奈川県信用保証協会の割引

令和元年台風第15号特別支援融資

	令和元年台風第15号特別支援融資 (一般枠)	令和元年台風第15号特別支援融資 (別枠)						
融資対象者	令和元年台風第15号により設備等の破損・遺失等被害を受け、 <u>り災証明書が発行された中小企業者等</u>	いずれの要件も満たし、本店の所在する市町村長の認定(※)を受けた中小企業者等 [要件] 1. 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。 2. 令和元年台風第15号に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少することが見込まれること。						
資金使途	設備資金・運転資金 (借換資金は不可)							
融資限度額	2億8,000万円	2億8,000万円(別枠)						
融資期間	運転資金：10年以内 設備資金：15年以内 (いずれも据置期間2年以内を含む)							
融資利率	2年以内 : 年1.2%以内 2年超5年以内 : 年1.4%以内 5年超15年以内 : 年1.6%以内							
信用保証料率	神奈川県信用保証協会の保証が必要					神奈川県信用保証協会の保証が必要		
	区分	①	②	③	④	⑤	区分	①~⑤
	料率	1.42	1.30	1.14	0.98	0.82	料率	0.6
	区分	⑥	⑦	⑧	⑨			
	料率	0.70	0.54	0.38	0.26			

※ 認定手続

※ 193に別被害を受けた方も対象とする予定

対象となる中小企業の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関にて認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要。

○本融資のお申込みは、以下の取扱金融機関へ

銀行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、横浜、第四、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央

信用金庫 横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨

信用組合・政府系金融機関 ハナ、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、小田原第一、相愛、商工組合中央金庫



本融資の問合せ

神奈川県 産業労働局 金融課 ☎ (045) 210-5695

